

○にかほ市鳥獣被害対策電気柵設置支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマやイノシシ等の有害鳥獣による農作物等被害の防止を図るため、電気柵の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する農業者（畜産物生産者及び養蜂者を含む。）とする。

- (1) にかほ市内に住所を有していること。
- (2) にかほ市内にある農地において、販売目的で農業を行っていること。
- (3) にかほ市の市税を滞納していないこと。

2 同一個人に対する補助金の交付は、同一年度につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、市内に設置する電気柵の購入に要する費用（維持管理、修繕等に係る経費は除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第5条 本事業により電気柵を設置した農地は、当該電気柵を設置した日から起算して5年間は本事業の対象としない。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、交付決定を受けた日から当該年度末までとする。

(検証及び見直し)

第7条 この告示は、3年を超えない期間ごとに第1条の趣旨にふさわしいものであるかを検証し、適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。